

熊本県立大学予備調査委員会運営要項

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本県立大学における研究活動上の不正行為に係る通報及び調査等に関する規程（以下「通報・調査規程」という。）第10条に基づき、熊本県立大学予備調査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、通報者及び被通報者と直接利害関係を有しない者で次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 事務局長
- (3) 事務局次長
- (4) 総務課長、地域連携政策センター事務長
- (5) その他最高管理責任者が指名する者

2 委員会の委員長は、副学長をもって充てる。

(業務)

第3条 委員会は、通報・調査規程第4条に基づき通報等のあった案件について、予備調査を実施する。

(会議の開催)

第4条 委員長は、委員会を招集し、会議を総理する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、やむを得ぬ事情により出席できない委員が、事前に委員会の開催に同意した場合はこの限りでない。

3 会議は、非公開とする。

(委員以外の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に意見を聴き、又は説明を求めるため、委員会への出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学術情報メディアセンターにおいて処理する。

附 則

この要項は、令和元年11月29日から施行する。